

平成25年3月13日  
東京消防庁  
豊島区

## 都内で初!!豊島区と東京消防庁豊島・池袋両消防署が 「震災時におけるり災証明発行」に関する協定を締結します

東日本大震災を契機に、各自治体では被災者に対する生活再建支援業務の重要性が改めて認識されました。

特にり災証明は、被災者が仮設住宅への入居や義援金の支給等の支援を受ける際に必要となることから、早期の発行が望まれるものです。そのため、豊島区では震災に備えて、京都大学をはじめとした研究チームが開発したシステム（別添え参照）を導入し、今年中に運用を開始します。

り災証明は、建物倒壊などに関するものは区市町村が、火災に関するものは消防署が発行していることから、豊島区と豊島・池袋消防署が協定を締結し、相互に同一のシステムを活用することで、迅速なり災証明の発行が可能になります。

震災時におけるり災証明発行に係る区市町村と消防署との協定締結は、都内初となるもので、協定締結後は、豊島区内のり災証明発行事務や生活再建支援が格段に迅速化するものと期待されます。

### 記

#### 1 日時

平成25年3月15日（金）13時00分から

#### 2 場所

豊島区役所3階 区長室

豊島区東池袋1-18-1

#### 3 締結者

- (1) 豊島区長 高野 之夫（たかの ゆきお）
- (2) 豊島消防署長 齋藤 和文（さいとう かずふみ）
- (3) 池袋消防署長 菊池 勲（きくち いさお）

#### 4 その他

- (1) 取材を希望される場合は、事前に東京消防庁広報課報道係までご連絡ください。
- (2) 取材受付は、締結式開始30分前から区長室前で行います。
- (3) 取材時は、必ず自社腕章を着用してください。
- (4) 議事進行に支障が出る場合は、取材を制限させていただく事もございます。
- (5) 平成25年3月25日（月）に豊島区役所において、豊島区と消防署合同のシステムを使用した取扱い研修を実施します。

### 【システム導入の背景】

東京都は、東日本大震災の経験を踏まえ、東京都防災会議地震部会において過去の被害想定を見直し、昨年4月に「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」を公表しました。その後、新たな被害想定で明らかになった東京の防災上の課題や東日本大震災の教訓を踏まえて、昨年11月に東京都地域防災計画を修正しました。

修正された計画では、被害を抑制するための対策として3つの視点と具体的な減災目標が示されており、視点のひとつ「被災者の生活を支え、東京を早期に再生する仕組みづくり」の中で、「り災証明手続きの迅速化」が喫緊の課題として取り上げられています。

問い合わせ先

東京消防庁広報課報道係

03-3212-2111 (内線)2345~2350

豊島区総務部防災課 佐藤

03-3981-1111 (内線)2370

## 1 協定締結の目的

豊島区と豊島・池袋両消防署が連携し、被災者の生活再建の基礎となるり災証明を迅速に発行することを目的とし、協定を締結いたします。

## 2 協定の概要

### (1) 被災者台帳を用いた生活再建支援システム

ア 豊島区 り災証明発行のため、システム等の必要な資器材の使用を消防署に認めます。

イ 消防署 り災証明の発行及び火災調査業務を行うために必要な範囲で本システムを使用することができます。

### (2) 被災情報の提供

ア 豊島区 火災被害に対するり災証明の発行や火災調査業務を行うために必要な被災者の情報を提供します。

イ 消防署 り災証明の発行や被災者台帳の作成を行うために必要な火災被害調査結果の情報を提供します。

### (3) 提供情報の管理・目的外使用の禁止

互いに提供された情報は、適切に管理し、本業務以外の目的に使用しません。

### (4) 費用負担

り災証明発行に伴う費用は、豊島区と消防署が協議して負担分を決定します。

## 3 今後の予定

豊島区、豊島消防署及び池袋消防署は、本システムを活用した合同り災証明発行訓練を今後、定期的実施します。

3月25日（月）に、豊島区と消防署合同の実際のシステムを使用した取扱研修を実施します。

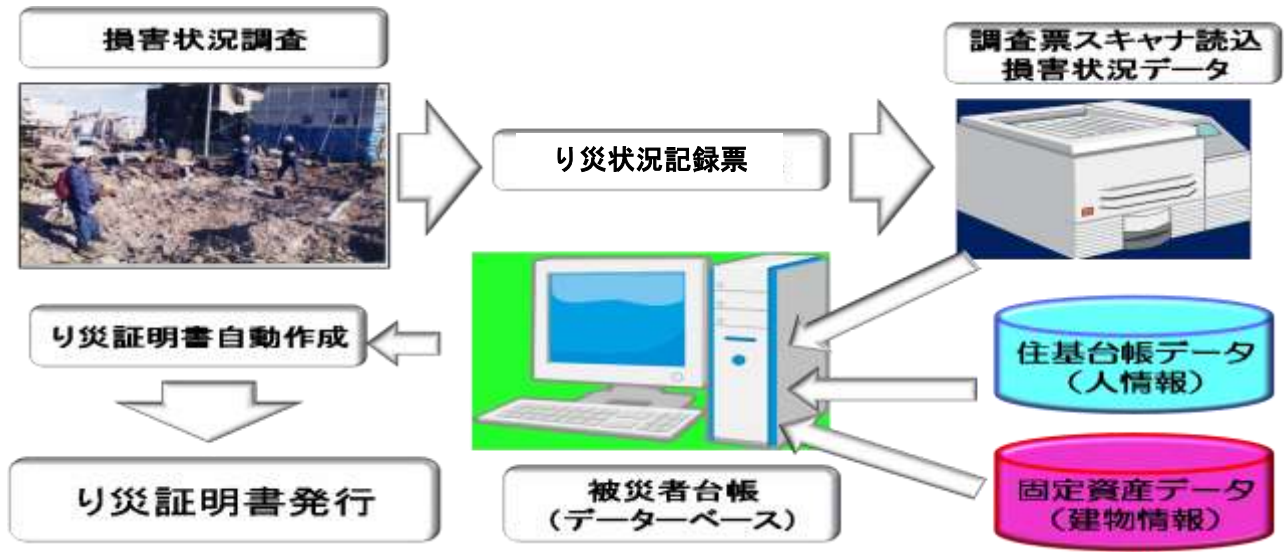
## (参考) 被災者台帳を用いた生活再建支援システムの概要

本システムは、被災情報、被災者情報及び建物情報を電子地図上で結合させ、被災者台帳としてのデータベースを構築するシステムです。これを活用することにより、迅速なり災証明の発行が可能となり、生活再建への支援が円滑に実施できるようになります。(別添参照。)

別添え

被災者台帳を用いた生活再建支援システムの概要

本システムは、被害情報（被害状況調査結果）と被災者情報（住民基本台帳）及び建物情報（家屋課税台帳）を電子地図(GIS)上で結合させ、被災者台帳としてのデータベースを構築するシステムです。本システムにより、住家被害状況調査から災証明発行までの労力と時間が削減され、迅速なり災証明の発行が可能となり、一連の業務を円滑に実施できます。



\*本システムは、京都大学防災研究所の林春男教授を中心とした、民間企業を含む研究者チームが開発した原型を基に、東京都版としてカスタマイズしたものです。

り災状況記録票（イメージ）

**り災状況記録票**

【調査記録】

調査日	9月1日 11時30分頃	調査員	(1) 消防本部	CD
り災種別	① 建物	② 種類	③ 原因	④ ⑤ ⑥
り災場所	目黒区 相模町 〇丁目 〇〇番 〇号			
氏名	東京 次郎		職業	り災程度 / 世帯 / り災人員
住所	目黒区 相模町 〇丁目 〇〇番 〇号			
使用区分	① 住家	区分	② 所有	③ 管理
建物の損傷程度	<input checked="" type="checkbox"/> 全壊 <input checked="" type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 一部壊壊 <input type="checkbox"/> 焼損 <input type="checkbox"/> 浸水 <input type="checkbox"/> 倒壊			

※ 共同住宅等の区分所有（占有）の場合には世帯ごとにり災の程度を記入する。

構造	1 木造	2 鉄骨	3 鉄骨鉄筋	4 鋼骨	5 鋼骨鉄筋	6 その他
構造物件等	焼損床面積 / 〇〇 m <sup>2</sup> 焼損床面積 / 〇〇 m <sup>2</sup> 焼損床面積 / 〇〇 m <sup>2</sup> 火災による死者 / 〇人 火災による罹患者 / 〇人					

り災の区分

り災の区分	1 全壊	2 半壊	3 一部壊壊	4 焼損	5 浸水	6 倒壊
り災の区分	1 全壊	2 半壊	3 一部壊壊	4 焼損	5 浸水	6 倒壊

太線内は必須項目、その他の項目は判明した事項のみ記入する。

【地図情報】

管理番号: 1022245

インデックス地図を、背景表示可能